

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 キュービット三本木店
所在地 五泉市三本木字早出3026番
設置者 株式会社キュービット
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 駐車場の自動車の出入口の位置
（変更前）届出書に添付された図面のとおり
（変更後）届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日
令和6年4月22日
- 4 変更の理由
来客の利便性を高めるため。
- 5 届出年月日
令和6年4月19日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
（なお、五泉市商工観光課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和6年5月10日から令和6年9月10日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp